障害者診断書・意見書の作成について(呼吸器機能障害)

【障害固定とみなす要件】

- ○手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。
- ○入院中または退院直後に交付された診断書については認定対象外となります。
- ※ただし、以下の場合、その限りではない。
- 〈例外1〉肺移植を行い、かつ、抗免疫療法を開始した場合 →抗免疫療法開始直後から申請可能

【検査所見】

- ○診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。
- ○動脈血ガス値は、室内空気下で実施された検査所見値であること。
- ○やむを得ず酸素投与下で実施した場合、診断書余白に投与酸素量を記載すること。
- ○診断書⑤「総合所見」欄に、「平成○○年○○月○○日: SPO₂()%」と記載があると等級判定の参考になります。
- ○在宅酸素療法実施中の場合、診断書⑤「総合所見」欄に、 「在宅酸素療法実施状況:平成○○年○○月○○日~いつまで:安静時()0、労作時()0」と 記載すること。
- ○「肺機能検査」を実施している場合、診断書に添付して下さい。

【認定基準】

○医師必携を参照して下さい。

【その他特記事項】

- ○動脈血ガス値が酸素吸入時の場合、社会福祉審議会へ諮問する場合があります。その場合、等級判定までに時間を要するため、可能な限り室内空気下での検査を実施して下さい。
- ○呼吸器機能障害については、嘱託医師相談等を要することが多いため、等級判定に時間を要す場合があります。